

# 令和6年度 低圧電気取扱業務に係る特別教育(学科)【案内】

労働安全衛生法第59条第3項では、事業者が労働者を危険又は有害な業務に就労させるときは安全又は衛生のための特別の教育を実施するよう義務づけられています。

## ◎ 特別教育を必要とする低圧の電気取扱業務

低圧(直流にあたっては750ボルト以下、交流にあたっては600ボルト以下である電圧をいう)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路(対地電圧が52ボルト以下であるもの及び、電信用のもの、電話用のもの等で、感電による危害の生ずるおそれのないものを除く)のうち、充電部分が露出している開閉の操作の業務

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり  
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 60名 ( 定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・講習時間

講 習 科 目	講習時間	時間
① 低圧の電気に関する基礎知識	1	9:00 5 17:00
② 低圧の電気設置に関する基礎知識	2	
③ 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1	
④ 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2	
⑤ 関係法令	1	
実 技	各事業場又は業者団体等で「低圧の活線作業及び活線近接作業の方法」について7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行う者については1時間以上)実施の上、実技の受講記録を作成して当協会が発行する学科修了証と共に保存して下さい。 (実技要領等は講習当日に資料を配布します。)	

※講習科目の入替えにより、時刻が変動する場合があります。

## 4 受講料

会 員 7,700 円 ( テキスト・資料代金0円・受講代金のみ ) 金額は税込  
一 般 9,790 円 ( テキスト・資料代金 770円含む )

## 5 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

### 【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票をご確認ください)

- (1) 持参の場合 当協会窓口に「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。  
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。③の本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送をお願いする場合があります。

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

シヤ) サガケンロウドウキジユンキョウカイ

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの **ネットから講習申込** から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email: kosyusakikyo@lib.bbq.jp



## 6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。  
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を発行します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付して受講票とし、地図、用意する物等の注意事項を記載したものと一緒にお送りします。受講される方に必ず、お渡しください。
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。